

奈良県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年十二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	黒松 定夫	北葛城郡広陵町大字古寺五九〇―二
〃	高井 義直	〃 大字南郷一〇八九
〃	藤山 龍雄	〃 一七
〃	藤山 久男	〃 一六四―三
〃	松村 和親	〃 一二〇五―二
〃	長谷川 丈夫	〃 一一六三―四
〃	堀田 忠司	〃 一二六三―二
〃	吉岡 清隆	〃 一二六三
〃	福井 一美	〃 九九九
〃	藤山 博	〃 一七八
〃	吉田 耕治	大字古寺五五一―三
〃	武村 芳弥	〃 二九〇
〃	村田 正廣	〃 三九九
〃	武村 禎茨	大字三吉一七九八―三
〃	松山 勝	大字古寺三〇五
監事	藤本 博登己	大字南郷九九八
〃	松田 祐一	〃 八七四
〃	大石 久義	大字古寺五八五―二
〃	西井 亮治	大字三吉一七四五―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	黒松 定夫	北葛城郡広陵町大字古寺五九〇―二
〃	高井 義直	〃 大字南郷一〇八九
〃	藤山 龍雄	〃 一七

〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西井 亮治	畑守 章	小林 英治	梅田 文雄	松山 勝	武村 禎茨	村田 正廣	大石 久義	吉田 耕治	藤山 博	脇本 昌俊	吉岡 清隆	脇本 英和	長谷川 丈夫	杉本 保	藤山 久男
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字三吉一七四五―二	大字古寺一七六〇―二	〃 一〇八八	大字南郷一二三九	大字古寺三〇五	大字三吉一七九八―三	〃 三九九	〃 五八五―二	大字古寺五五一―三	〃 一七八	〃 一〇〇八	〃 一二六三	〃 一〇三五	〃 一一六三―四	〃 一一四八―五	〃 一六四―三